

鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 6 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第 3 号

鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 225」を「100 分の 235」に改める。

第 2 条 鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 235」を「100 分の 230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第 1 条の規定による改正後の鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。